

建設経済常任委員会委員長報告

去る6月10日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和6年6月13日(木)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 高橋 誠、毛呂一夫、小久保博雅、工藤日出夫、
保角美代、岡村有正、村田裕子
- 4 審査結果

「議案第35号」北本市手数料条例の一部改正については、挙手全員により
原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第35号」について

(1) 「改正条文中の既存建築物の大規模修繕等にはどのようなものが含まれるのか、具体的な内容について」質疑したところ、「大規模修繕等の中に含まれるものは、建築基準法上の建築等を行う場合の申請における、大規模な修繕または大規模な模様替えのことです。大規模な修繕や大規模な模様替えとは、主要構造部の一種以上について過半以上の修繕又は模様替えを行うものであり、主要構造部とは、壁、柱、床、梁、屋根、階段などの構造上重要な部分を指します」との答弁がありました。

(2) 「今回追加された建築副主事とはどのような資格を有するのか、また条例に追加することとした理由について」質疑したところ、「建築基準法の改正により建築副主事という制度が追加されました。背景としては昨今の技

術者及び審査員の不足があり、２級建築士の資格を持つ者が、２級建築士が設計できる建築物の大きさまでの適合判定を行えるという資格者制度が創設されたものです。２級建築基準適合判定資格者試験に合格し登録した者を建築副主事として任命し、配置することができます。本市では現在６人の適合判定資格者がいますが、将来、北本市でも建築副主事を置く可能性が考えられることから、法改正にあわせて建築副主事の規定を追加しました」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和６年６月２６日

建設経済常任委員会

委員長 村 田 裕 子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様